

(証券コード：3231)

2019年6月21日

株主各位

東京都新宿区西新宿一丁目26番2号
野村不動産ホールディングス株式会社
代表取締役社長 沓掛 英二

「第15回定時株主総会招集ご通知」の一部修正について

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、2019年6月3日付でご送付および2019年5月28日付で当社ウェブサイトに掲載いたしました、当社「第15回定時株主総会招集ご通知」に一部誤りがございました。

謹んでお詫び申し上げますとともに、下記のとおり修正させていただきます。

敬具

記

・修正箇所

「第15回定時株主総会招集ご通知」49ページ
(修正箇所は、下線を付して表示しております。)

2. 会社役員の状況

③ 取締役に対する報酬等の総額

<修正前>

区 分	支給人員 合計	支給総額 (百万円)	内訳					
			基本報酬 (百万円)		賞与 (百万円)		株式報酬 (百万円)	
			支給人員	支給額	支給人員	支給額	支給人員	支給額
取締役(監査等委員を除く)	8名	<u>555</u>	8名	318	5名	115	6名	<u>121</u>
(うち社外取締役)	(2名)	(27)	(2名)	(27)	(—)	(—)	(—)	(—)
取締役(監査等委員)	5名	144	5名	144	—	—	—	—
(うち社外取締役)	(3名)	(42)	(3名)	(42)	(—)	(—)	(—)	(—)
合 計	13名	<u>699</u>	13名	462	5名	115	6名	<u>121</u>

- (注) 1. 取締役の報酬(「基本報酬」及び「賞与」)の限度額は、2018年6月26日開催の定時株主総会決議により、取締役(監査等委員である取締役を除く)について年額550百万円以内、2015年6月26日開催の定時株主総会決議により、取締役(監査等委員)について年額150百万円以内となっております。取締役の報酬額は、当事業年度において支払われたか否かにかかわらず、当社が当事業年度に費用計上した金額を基に記載しております。
2. 上記(注)1.記載の取締役の報酬額は別枠で、2018年6月26日開催の定時株主総会において、取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く)に対する業績連動型株式報酬等を導入し、3事業年度を対象期間として、取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く)への報酬として信託へ拠出する上限を730百万円とすることを決議いただいております。
- なお、上記「株式報酬」欄の支給額は、業績連動型株式報酬等について当事業年度に費用計上した金額が含まれております。
3. 上記「株式報酬」欄の支給額には、当事業年度に費用計上したストックオプションによる報酬額(取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く)6名に対し27百万円)が含まれております。
- なお、ストックオプションによる報酬については、上記(注)1.及び2.記載の報酬額導入前の、2015年6月26日開催の定時株主総会決議による、年額650百万円以内の報酬限度額に基づき支給しており、2018年3月期に係るストックオプションによる報酬の支給をもって、現行のストックオプションは廃止し、新たなストックオプションによる報酬の支給は行わないこととしました。

<修正後>

区 分	支給人員 合計	支給総額 (百万円)	内 訳					
			基本報酬 (百万円)		賞与 (百万円)		株式報酬 (百万円)	
			支給人員	支給額	支給人員	支給額	支給人員	支給額
取締役(監査等委員を除く)	8名	<u>556</u>	8名	318	5名	115	6名	<u>122</u>
(うち社外取締役)	(2名)	(27)	(2名)	(27)	(—)	(—)	(—)	(—)
取締役(監査等委員)	5名	144	5名	144	—	—	—	—
(うち社外取締役)	(3名)	(42)	(3名)	(42)	(—)	(—)	(—)	(—)
合 計	13名	<u>700</u>	13名	462	5名	115	6名	<u>122</u>

- (注) 1. 取締役の報酬(「基本報酬」及び「賞与」)の限度額は、2018年6月26日開催の定時株主総会決議により、取締役(監査等委員である取締役を除く)について年額550百万円以内、2015年6月26日開催の定時株主総会決議により、取締役(監査等委員)について年額150百万円以内となっております。取締役の報酬額は、当事業年度において支払われたか否かにかかわらず、当社が当事業年度に費用計上した金額を基に記載しております。
2. 上記(注)1.記載の取締役の報酬額とは別枠で、2018年6月26日開催の定時株主総会において、取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く)に対する業績連動型株式報酬等を導入し、3事業年度を対象期間として、取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く)への報酬として信託へ拠出する上限を730百万円とすることを決議いただいております。
なお、上記「株式報酬」欄の支給額は、業績連動型株式報酬等について当事業年度に費用計上した金額が含まれております。
3. 上記「株式報酬」欄の支給額には、当事業年度に費用計上したストックオプションによる報酬額(取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く)6名に対し28百万円)が含まれております。
なお、ストックオプションによる報酬については、上記(注)1.及び2.記載の報酬額導入前の、2015年6月26日開催の定時株主総会決議による、年額650百万円以内の報酬限度額に基づき支給しており、2018年3月期に係るストックオプションによる報酬の支給をもって、現行のストックオプションは廃止し、新たなストックオプションによる報酬の支給は行わないこととしました。

以上